

農業用機械等を導入したい(1)

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（国費）

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

地域の中心経営体等に対し、農業用機械・施設等の導入を支援します。

対象者は？

人・農地プランに位置付けられた中心経営体が対象です。

交付条件は？

次の2つの要件を満たす必要があります。

- (1) 規模拡大やコスト削減に意欲的であること。
- (2) 補助金額以上の融資の借入が可能であること。

どのような事業内容？

農業用機械(トラクター、コンバイン、乾燥機等)や施設の導入について、事業規模に応じて次のとおり支援します。

(1) 地域担い手育成支援タイプ

- ① 融資主体補助型(地域の担い手が融資を活用して機械等を導入する際の支援)
- ② 条件不利地域型(中山間地域における機械の共同利用等を支援)

補助率: 3/10以内、上限額: 300万円

(2) 先進的農業経営確立支援タイプ

融資主体補助型(広域に展開する農業法人等に対し、上限額を引き上げて支援)

補助率: 3/10以内、上限額: 個人1,000万円、法人1,500万円

下限面積が設定されている機械の場合、目標年度までに下限面積を上回る必要があります。

手続はどうするの？

- (1) 要望調査(4月)
- (2) 計画書の作成(5月)
- (3) 申請書の提出(6月)
- (4) 補助金の交付決定、事業着工(7~8月)
- (5) 事業完了(9月)

※手続時期は変更となる場合があります。

